

四日市市食肉地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第24号

四日市市食肉地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市食肉地方卸売市場業務条例施行規則（昭和47年四日市市規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(せり人の届出)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 条例第12条第5項の規定による<u>届出</u>は、せり人取消届出書（第3号様式）により行わなければならない。</p> <p>(買受人の承認申請)</p> <p>第14条 <u>条例第13条第1項</u>の規定により買受人の承認を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、同条第2項の買受人承認申請書に身元保証人2人の保証書、誓約書（第5号様式）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定により食肉販売業、食肉処理業、食肉製品製造業、飲食店営業又はそうざい製造業の許可を受けたことが分かる書類の写し及び次の各号に掲げる場合において当該各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が個人である場合</p>	<p>(せり人の届出)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 条例第12条第5項の規定による<u>届け出</u>は、せり人取消届出書（第3号様式）により行わなければならない。</p> <p>(買受人の承認申請)</p> <p>第14条 <u>条例第13条</u>の規定により買受人の承認を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、同条第2項の買受人承認申請書に身元保証人2人の保証書、誓約書（第5号様式）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定により食肉販売業、食肉処理業、食肉製品製造業、飲食店営業又はそうざい製造業の許可を受けたことが分かる書類の写し及び次の各号に掲げる場合において当該各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が個人である場合</p>

アからウまで (略)

エ その他市長が別に定める書類

(2) 申請者が法人である場合

アからエまで (略)

オ その他市長が別に定める書類

(買受人の承認基準)

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、条例第13条第1項の規定による買受人の承認を受けることができない。

(1) 肉類の取扱業務に関する知識及び概ね3年以上の経験を有しない者

(2) 現に肉類の取扱業務を営んでいない者

(3) 成年被後見人又は被保佐人

(4) 破産手続開始の決定を受けた者で復権を得ないもの

(5) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終え、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

(6) 条例第16条第1項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者

(7) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(8) 法人であって、その業務を執行する役員のうち前号に該当する者が

アからウまで (略)

(2) 申請者が法人である場合

アからエまで (略)

あるもの

(9) 前各号に掲げる者のほか、市長が
適当でないとする者

(承認証及び買受人章の交付)

第15条 市長は、条例第13条第1項の規定により買受人の承認をしたときは、買受人承認証（第6号様式）及び買受人章（第6号様式の2）を交付するものとする。

2 市長は、条例第13条第3項の規定により承認しない旨を決定したときは、速やかに買受人不承認通知書（第6号様式の3）をもって申請者に通知するものとする。

3 買受人承認証又は買受人章を滅失又は汚損した者及び記載した事項に変更のあった者は、その旨市長に届け出て、その再交付又は買受人承認証（変更）（第6号様式の4）の交付を受けなければならない。

(名称変更等の届出)

第15条の2 条例第15条第1項第1号による業務廃止の届出は、買受人業務廃止届出書（第6号様式の5）により行わなければならない。

2 条例第15条第1項第2号による名称変更等の届出をする者は、買受人名称変更等届出書（第6号様式の6）に市長が別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(承認証及び買受人章の交付)

第15条 市長は条例第13条の規定により買受人の承認をしたときは買受人承認証（第6号様式）及び買受人章（第7号様式）を交付するものとする。

2 市長は、条例第13条第3項の規定により承認しない旨を決定したときは、速やかに文書をもって申請者に通知するものとする。

3 買受人承認証及び買受人章を滅失又は汚損した者並びに記載した事項に変更のあったものは、その旨市長に届け出て、その再交付又は書替交付を受けなければならない。

(卸売業者への通知)

第15条の3 市長は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める書類により卸売業者に通知するものとする。

(1) 条例第13条第1項により買受人の承認をしたとき 買受人承認通知書（第7号様式）

(2) 条例第15条第1項第1号による業務廃止の届出を受理した場合 買受人業務廃止通知書（第7号様式の2）

(3) 条例第15条第1項第2号による名称変更等の届出を受理した場合 買受人名称変更等通知書（第7号様式の3）

(休業)

第16条 買受人としての業務を休業しようとするときは、その期日及び事由を付し市長に届け出なければならない。

(承認の申請等)

第18条 関連事業者承認申請者が個人であるときは、第14条第1項第1号の規定を、法人であるときは、同項第2号の規定を準用する。

2及び3 (略)

(準用規定)

(休業)

第16条 買受人は休業しようとするときは、その期日及び事由を付し市長に届け出なければならない。

(承認の申請等)

第18条 関連事業者承認申請者が個人であるときは、第14条第1項を、法人であるときは、同条第2項を準用する。

2及び3 (略)

(準用規定)

第20条 第7条第2項及び第3項並びに第8条の規定は、関連事業者にこれを準用する。

(市場内の掲示事項)

第73条 次に掲げる事項は、市場内の掲示板にこれを掲示する。

(1)から(5)まで (略)

(6) 買受人若しくは関連事業者の業務を承認し、又はそれらの者がその資格を失ったとき。

(7)から(10)まで (略)

第20条 第7条第2項、第3項、第8条の規定は関連事業者にこれを準用する。

(市場内の掲示事項)

第73条 次に掲げる事項は、市場内の掲示板にこれを掲示する。

(1)から(5)まで (略)

(6) 買受人及び関連事業者の業務を承認し、又それらの者がその資格を失ったとき。

(7)から(10)まで (略)

第7号様式を第6号様式の2とし、第6号様式の2の次に次の4様式を加える。

農水 第 号
年 月 日

様

四日市市長

買受人不承認通知書

年 月 日付けで提出がありました四日市市食肉地方卸売市場における買受人承認申請については、承認しないことと決定しましたので通知します。

1 承認しない理由

四日市市食肉地方卸売市場業務条例第13条第3項の規定に該当すると判断したため。

第6号様式の4（第15条関係）

買受人承認証（変更）

住所
氏名

承認番号 第 号

上記の者は、四日市市食肉地方卸売市場において買受人として参加することを承認します。

農水 第 号
年 月 日

四日市市長 印

特記事項（書替交付）

年 月 日付で、買受人名称変更等届出書受理により、 を
変更。

第6号様式の5（第15条の2関係）

買受業務廃止届出書

年 月 日

四日市市長

買受人番号

住 所

氏 名

印

四日市市食肉地方卸売市場における買受人としての業務を廃止しますので、
四日市市食肉地方卸売市場業務条例第15条の規定により届け出ます。

記

1 買受人としての業務廃止日

2 廃止理由

買受人名称変更等届出書

年 月 日

四日市市長

買受人承認番号

住 所

氏 名

印

年 月 日付けで、買受人の承認を受けた四日市市食肉地方卸売市場における買受人名称等について、下記とおりに変更したいので四日市市食肉地方卸売市場業務条例第15条の規定により届け出ます。

記

- 1 変更する項目（※ 該当するものを○で囲んでください。その他の場合は、その内容を記載してください。）

氏名 ・ 代表者名 ・ 商号 ・ 住所

その他（ ）

- 2 変更する内容（※ 名義を変更する場合は、変更前後に記名・押印してください。）

①変更前

②変更後

- 3 変更日及び理由

①変更日

②変更理由

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第15条の3関係）

農水 第 号
年 月 日

卸売業者

様

四日市市長

買受人承認通知書

年 月 日付けで、下記の者を四日市市食肉地方卸売市場の買受人として承認しましたので通知します。

記

買受人承認番号 第 号

住 所

氏 名

第7号様式の次に次の2様式を加える。

第7号様式の2（第15条の3関係）

農水 第 号
年 月 日

卸売業者

様

四日市市長

買受人業務廃止通知書

四日市市食肉地方卸売市場における買受人から下記の内容の業務廃止届出書の提出があり、 年 月 日付けで、これを受理しましたので通知します。

記

- 1 買受人番号 第 号
住 所
氏 名
- 2 業務廃止年月日

第7号様式の3（第15条の3関係）

農水 第 号
年 月 日

卸売業者

様

四日市市長

買受人名称変更等通知書

四日市市食肉地方卸売市場の買受人から下記の内容の名称変更等届出書の提出があり、 年 月 日付けで、これを受理しましたので通知します。

記

買受人番号 第 号

1 変更項目

2 変更内容

①変更前

②変更後

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の四日市市食肉地方卸売市場業務条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市食肉地方卸売市場業務条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(商工農水部農水振興課)